

議案第六十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

(港区立公園条例の一部改正)

第一条 港区立公園条例(昭和三十八年港区条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正)

第二条 港区立上下水道施設上部利用公園条例(昭和五十五年港区条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部改正)

第三条 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(平成十一年港区条

例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区立公共駐車場条例の一部改正)

第四条 港区立公共駐車場条例(平成十三年港区条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区立エコプラザ条例の一部改正)

第五条 港区立エコプラザ条例(平成七年港区条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第六条 港区特定公共賃貸住宅条例(平成五年港区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区営住宅条例の一部改正)

第七条 港区営住宅条例(平成六年港区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

(港区立住宅条例の一部改正)

第八条 港区立住宅条例(平成六年港区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立介護予防総合センター条例の一部改正）

第九条 港区立介護予防総合センター条例（平成二十五年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立特別養護老人ホーム条例の一部改正）

第十条 港区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正）

第十一条 港区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年港区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立高齢者集合住宅条例の一部改正）

第十二条 港区立高齢者集合住宅条例（平成二年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立地域包括支援センター条例の一部改正）

第十三条 港区立地域包括支援センター条例（平成十七年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立ケアハウス条例の一部改正）

第十四条 港区立ケアハウス条例（平成七年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立障害者住宅条例の一部改正）

第十五条 港区立障害者住宅条例（平成九年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立保育園条例の一部改正）

第十六条 港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立子ども中高生プラザ条例の一部改正）

第十七条 港区立子ども中高生プラザ条例（平成十四年港区条例第五十号）の一部を次のよう

に改正する。

第十六条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立児童高齢者交流プラザ条例の一部改正）

第十八条 港区立児童高齢者交流プラザ条例（平成十八年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立認定こども園条例の一部改正）

第十九条 港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立障害保健福祉センター条例の一部改正）

第二十条 港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部改正）

第二十一条 港区立精神障害者地域活動支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立生活寮条例の一部改正）

第二十二条 港区立生活寮条例（平成五年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立障害者グループホーム条例の一部改正）

第二十三条 港区立障害者グループホーム条例（平成二十五年港区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区立公衆浴場条例の一部改正）

第二十四条 港区立公衆浴場条例（平成六年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

（港区スポーツセンター条例の一部改正）

第二十五条 港区スポーツセンター条例（昭和四十九年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。